

兵庫県保険医協会 尼崎支部 審査・指導対策研究会 ご案内

支払基金におけるコンピュータ審査の現状と減点対策

～支払基金の存続問題にもふれて～ (医科対象)

○日時 **1月14日(土)** 15時～17時

○会場 **尼崎商工会議所 5階501会議室**

(尼崎市昭和通3-96 TEL.06-6411-2255)

○講師 全国社会保険診療報酬支払基金労働組合

元中央執行委員長長 **南 鉄雄 氏**

○参加費 **無料**

2012年に突合・縦覧点検が始まって以降、「病名漏れ」や「適応外使用」、「複数月に1回等の算定制限のある検査」などの減点を防ぐために、レセプト提出前の点検が一層重要になっています。

今回は、全国支払基金労働組合元執行委員長の南氏から、支払基金におけるコンピュータ審査の現状や査定傾向についてお話いただきます。

また、支払基金の組織体制の見直し問題についても触れていただきます。奮ってご参加ください。



※協会未入会の先生は、ご入会のうえご参加ください。
※お問い合わせは、協会事務局 長澤・荒川・石本・湯浅まで 電話 078-393-1805

<お申込み> FAX:**078-393-1802**

尼崎支部 審査・指導対策研究会(1/14)に出席します

医療機関名 () () 人
代表者ご氏名 () FAX ()

<当日、詳しく聞きたい内容やご質問などございましたら、ご記入ください>

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

382号

2016年12月15日付

〒660-0055 尼崎市稲葉元町2-11-10 八木クリニック
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

第96回医療と福祉を考える会 感想文

共通の目標設定が大切



講師の松森良信先生

尼崎支部は11月17日、第96回医療と福祉を考える会を尼崎だいもつ病院で開催した。松森良信先生(尼崎だいもつ病院院長)が「地域包括ケア病棟と在宅との連携」をテーマに講演した。藤野隆興先生の感想を紹介する。

去る11月17日、標記の会に参加致しました。ご報告を交え、感想を述べさせていただきます。

今回は尼崎だいもつ病院にて、同院の松森良信院長先生にお話を賜りました。同院は県尼病院跡地利用事業として本年4月に開院され、大きく(1)近隣急性期病院からの後送病院としての回復期医療機能、(2)地域包括ケア診療機能を2本の柱としておられます。開院の経緯やこれまでの歩み、診療の現状、今後の課題など大変詳しくお話頂きました。

特に地域包括ケア病棟については、回復期病棟と異なり様々な疾患の患者が色々なphaseや重症度で転送されてくるため、当初スタッフの間で治療方針の共有が困難だったとのことでした。何度も院長先生が病棟で話し合いを重ねられ、現在では落ち着いてケアできるようになったとのことでした。疾患再発を防ぐ、など共通の目標設定が大切とのことでした。

(2面につづく)

(1面のつづき)



熱心に講演に聞き入る参加者

当診療所も有床診療所として、病院からの再転院や後送、様々な疾患の包括的ケアをお引き受けすることが少なくありません。今回のお話には大変共感を感じ、病棟医療と在宅医療の連携を考える上で大変参考になりました。多職種の皆様が聴講されるなか、私にとっては病診・診診連携の会ともなり、懇親会で多くの先生方、スタッフの皆様

様とお知り合いになれたことも収穫でした。今後もこういった有益な会をご継続願えれば幸いです。【阪神医療生活協同組合 阪神医師協診療所 所長 藤野隆興】

支部会員の先生方へ

未入会のお知り合いの先生、 ご子弟に入会を是非おすすめください

保険医協会は県下で7,300人以上の医師・歯科医師が入会し、開業医が安心して診療に打ち込めるよう支えあう、開業医自身がつくる団体です。医学の進歩と医療技術の向上、変化する医療制度への対応、怪我や病気など万が一の時の備えなど、開業医の診療、経営、生活を全面的にサポートします。勤務医の先生も県下で1,600人を超える先生方にご利用いただいております。

協会未入会のお知り合いの先生、ご子弟に是非、入会をおすすめください。



支部ニュースへの投稿を募集しています

支部ニュースへの投稿を募集しています。

日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せ下さい。



TEL 078-393-1805 / FAX 078-393-1802 e-mail naga@doc-net.or.jp 担当；長澤まで

尼崎アスベスト(労災型)訴訟 最高裁が「上告棄却」。 これまでの署名のご協力に感謝し、署名活動を中止いたします。 ご支援、ありがとうございました。

アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会
会長 船越正信
兵庫県保険医協会尼崎支部
支部長 八木秀満

尼崎アスベスト訴訟(労災型)は、溶接工とクボタの旧神崎工場にアスベストを搬入していたトラック運転手が、それぞれアスベスト曝露が原因で肺がんを罹患して亡くなったため、その遺族が、規制を怠った国、労働者に対する安全配慮義務を怠ったクボタに対し、それぞれ責任を明確にするために賠償を求めたものでした。

2015年3月の神戸地裁判決は、1961年から1967年までアスベスト曝露していたトラック運転手については、その当時、低濃度のアスベスト曝露によって重大な健康被害が生じるとの医学的知見は確立されていなかったとして、国とクボタの責任を否定。また、1968年から1997年までアスベスト曝露していた溶接工については、労災認定を受けていたにも関わらず、具体的な作業内容やアスベストへの曝露状況が不明であり、高濃度のアスベスト曝露とはいえないとして、国の責任を否定しました。しかも、地裁判決は、従来の裁判例を否定したもので、医学的知見が確立されていない限りは労働者の健康を考慮せずに自由な企業活動ができるという、人命よりも企業活動を優先する特異なものでした。

大阪高裁も2016年5月26日の判決で、「認定事実を総合的に用いて評価するという因果関係の判断手法に関する最高裁判例」に反する不当なものでした。

ご存知のように、アスベストによる健康被害は、低濃度曝露であっても、20~50年経過後に肺がんや中皮腫発症の可能性はあります。私たちは、深刻なアスベスト被害に正面から向き合い、働くもののいのちと健康を尊重する、公平かつ公正な判決を下されるよう最高裁に審理の差し戻しを求めてきました。「この裁判での勝利なしに、全国で泣き寝入りさせられている労災被害者の完全救済はない」との思いから、最高裁に上告したのです。

上告理由書の審理が始まって、2か月足らずで、最高裁第二小法廷から、突然「上告を棄却する」決定通知が届きました。お願いしていました署名活動を中止せざるを得なくなりましたことをお詫びいたします。

おびただしい中皮腫や肺がんの被害が出ている全国のアスベスト被害者の立場に立った審理を尽くしたのか、最高裁の「決定」に強い憤りをおぼえます。私たちは、この不当な最高裁「決定」にくじけることなく、被害者に寄り添い、救済活動の継続と、ハイリスク者の検診制度充実、全面的な賠償制度の確立に力を注ぎます。

これまでの力強いご支援に感謝申し上げますとともに、引き続きご協力をお願い申し上げます。
以上